

閲覧状況公表

選挙人名簿抄本

問 選挙管理委員会（総務課）
☎84-0310

閲覧できる場合

- 1 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
- 2 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合
- 3 統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

公職選挙法の規定により、各市町村選挙管理委員会は、毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表することとなっています。平成25年度中の選挙人名簿の抄本の閲覧申出者をお知らせします。

■選挙人名簿抄本の閲覧状況

年月日	平成26年3月10日
申出者	(株)時事通信社
代表者および所在地	代表取締役社長 西澤豊 東京都中央区5-15-8
利用目的	ニュース報道のための有権者意識調査
閲覧に係る選挙人の範囲	吉田島地区（102件）

■在外選挙人名簿抄本の閲覧状況

期間中の在外選挙人名簿抄本の閲覧は、ありませんでした。

運用状況のお知らせ

情報公開制度・個人情報保護制度

問 総務課 ☎84-0310

情報公開制度

町が持っている情報を皆さんからの請求に応じて公開する制度です。公開請求された情報は原則として公開しますが、個人に関する情報など条例で定める非公開情報は、公開できないことがあります。公開請求をする場合は、公開請求書の提出が必要となります。

個人情報保護制度

町が持っている個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、本人からの請求に応じて自己情報の開示や訂正などを行う制度です。個人情報を取り扱う町の事務

■平成25年度の情報公開制度運用状況

区分	全部公開	一部公開	非公開	その他	合計
公文書公開請求	2件	5件	0件	2件	9件

■平成25年度の個人情報保護制度運用状況

開示請求件数	訂正請求件数	是正の申出	合計
3件	0件	0件	3件

については、事務の名称などを記載した登録簿を作成していただきます。開示請求をする場合には、開示請求書の提出が必要となります。

教えて！

請求から公開までの流れ

①公開の請求

所定の請求書を総務課に提出してください。自己情報の開示、訂正、利用停止請求をする場合には、本人であることを証明できるもの（運転免許証、パスポート等）が必要です。

②決定通知書の送付

原則請求をした日から起算して15日以内に決定され、その結果が通知されます。

③公開

公開又は一部公開の決定がなされた場合は、総務課窓口にて、請求した行政情報を閲覧できます。写しの交付を希望される場合は、費用を負担していただきます。

④不服申立て

決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に申し立てできます。